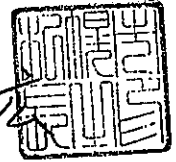


札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月//日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第30号

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「ただし」の次に「、次項の規定は令和5年5月18日から」を加え、「、別に規則で定める日」を「同年6月1日」に改め、附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 南2西3地下自転車駐車場の定期利用に係る承認の手續、利用料金の支払手續その他南2西3地下自転車駐車場を供用するために必要な準備行為は、別表1屋根のある駐車場の項の改正規定（南2西3地下自転車駐車場に係る部分に限る。）の施行前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。